第４章の目次　東アジアの若者雇用問題

番号	タイトル
1	図表０４の０１の１　日本、韓国、台湾の若者雇用政策
2	図表０４の０１の２　東アジア諸国の若年層雇用政策の比較表
3	図表０４の０２の１　日本、韓国、台湾20歳台の労働力人口構成、2008年
4	図表０４の０２の２　日本、韓国、台湾の被用者に占める非正規労働者、2008年
5	図表０４の０３　日本、韓国、台湾の高等教育進学率、1965-2007年
6	図表０４の０４の１　OECD諸国の大卒者ニートの割合、2007年
7	図表０４の０４の２　世界主要国の若者の転職に対する考え方

図表4-1-1　日本・韓国・台湾の若者雇用政策の比較

政策分野	日　本	韓　国	台　湾
総合政策	若者の自立・挑戦のためのアクションプラン（2004～2007年）	失業問題総合対策（1998～2003年）	青年就業促進プログラム（2007～2009年）
		青年失業総合対策（2003～2007年）	
①職業紹介サービス	ジョブカフェ	ジョブカフェ	青少年職能総合訓練計画
	ハローワークによるフリーター常用就職支援事業	キャリア支援プログラム	
②職業訓練プログラム	日本版デュアルシステム	技能不足の仕事に関する職業訓練プログラム	台湾・ドイツエリート計画
③民間セクターへの助成	トライアル雇用支援	政府支援インターン制	―
		青年雇用促進奨励金	
④公的セクターによる雇用創出	―	高学歴未就業者支援	―
		政府支援インターン制	
⑤キャリア教育・人材育成	キャリアスタート・ウィーク	進路と就職ジョブスクール	中学生・高校生就職準備力計画
	地域産業とのネットワーク化	産学協力団など	大学生・専科学生のための就業実習計画
	産学連携による人材教育		青年職場体験計画
⑥ニート支援策	若者自立塾	YES プログラム	飛べ Young 啓格
	地域若者サポートステーション	New Start プロジェクト	中卒未就学・未就業青少年職能訓練指導パイロット計画
			職場学習・再適応計画

（出所）樋口明彦「若年者雇用政策の比較―日本・韓国・台湾における雇用と社会保障」（樋口明彦ほか編著『若者問題と教育・雇用・社会保障―東アジアと周縁から考える』法政大学出版局、2011年）、61頁。末廣昭作成。

図表4-1-2　東アジア6カ国における若年雇用政策

項　目	中国	インドネシア	韓国
人口（2008年現在）	13億3474万人（2009年現在）	2億37,64万人（2010年推計）	4704万人（2005年）
経済活動人口	7億9812万人（2009年現在）	1億1195万人（2008年現在）	2435万人（2008年）
経済活動人口に占める若年者比率（25歳未満*）	不明	19.3	17.2
		（2008年）	（2008年、20～29歳）
失業率（%）	4.2 （2008年）	8.4 （2008年）	3.2 （2008年）
若年失業率（%）	1996年以降統計なし	23.3	7.0
		（2008年）	（2008年、20～29歳）
職業訓練政策の概要	・一般の教育と平行した職業教育。職業教育・職業訓練・資格の取得を経て、就職へ。　・職業訓練は就業前訓練・在職者訓練・転業訓練に分けられ、初級・中級・高級の職業資格訓練、その他の技能訓練・適応性訓練などをカバーする。 ・高等職業学校、中等専門技術学校、高級技工学校、技工学校、職業訓練センター、民間職業訓練機構、企業内訓練センターなどの職業訓練機構において実施	・2003年の第13号新労働法にもとづき、職業訓練政策の3本柱（職業訓練調整機関・国家職業訓練制度・国家資格制度）の確立を急ぐ。	（高学歴／低学歴）失業者、低所得層など職業の困難な層に対する就業促進と在職勤労者との職業能力向上を通じた企業の生産性向上を基本方針とし、①在職勤労者訓練、②失業者訓練、③技能人材養成訓練を実施。

図表4-1-2（続き1）　東アジア6カ国における若年雇用政策

項　目	中国	インドネシア	韓国
若年者のための主要な訓練プログラム			
①プログラム名	プログラム1 ①労働者養成制度	プログラム1 ①技術者養成コース	プログラム1 ①就業訓練
②プログラム内容	②就業を希望する中・高卒者を対象に職業訓練や職業教育を受講させ、職業資格を取 得させる	②機械エンジニアリング、電子産業、溶接の 3分野で求められるスキルを身につけた技術者を養成するための訓練プログラム	②・雇用保険未適用の青年失業者などを対象に就業が有望な分野の職業訓練を実施することで、職業能力と就業能力を高め、産業界の需要に見合う人材を養成　・1998年から失業者就業促進のための就業及び創業訓練を実施。 ・1998年8月、高学歴未就業者対策の一環として就業有望分野訓練を実施。
③実施主体	③労働社会保障部	③労働移住省・職業訓練国内雇用総局	③労働部
④訓練施設	④職業訓練センター、技工学校、民間の訓練施設	④中央政府（労働移住省）管轄下の職業訓練所（5施設）	④公共訓練機関、職業能力開発施設・法人、一般専門学校
⑤訓練対象者	⑤中卒、高卒者	⑤高卒者～21歳までの若年者	⑤新規失業者など雇用保険未適用の失業者（卒業予定者を含む）で、職業安定機関に求職登録をし、職業訓練相談を受けた失業
⑥受講者数	⑥126万人（2003年度）	⑥各訓練所の最大収容216名／年	⑥16,298人（2003年）
⑦訓練期間など	⑦1～3年	⑦3年（6セメスター）	⑦1ケ月以上1年以内、就業前3回まで受講 できる
プログラム2	プログラム2 ①起業促進プログラム	プログラム2 ①専門職訓練プログラム	プログラム2 ①政府委託訓練
	②職業訓練および仲介サービスを用いた起 業促進	②役員秘書、ホテルのスタッフ、自動車技師、電気技師、観光ガイドの5分野で求めら れる能力（スキル）を若年者に習得させるた	②個別事業主による実施が困難、或いは人材の不足する職業又は国家経済発展の基幹となる職種の人材を養成

図表4-1-2（続き2）　東アジア6カ国における若年雇用政策

項　目	中国	インドネシア	韓国
プログラム2（続き）	③青年同盟、労働社会保障部	③ジョグジャカルタ特別区（地方政府）	③労働部
	④職業訓練センター	④ジョグジャカルタ職業訓練所	④大韓商工会議所の人材開発事業団傘下の8人材開発院及び62の民間訓練機関等、労働部長官が毎年指定する訓練機関。
	⑤解雇された若年労働者	⑤17歳以上～25歳以下の若年者（学歴が高卒以上などの条件あり）	⑤職業安定機関に求職登録した15歳以上の失業者、人文系高校3年在学で進学しない者。
	⑦80時間	⑦1年間	⑦1-2年
	プログラム3 ①インターンシッププログラム	プログラム3 ①TKMT養成プログラム	プログラム3 ①インターンシッププログラム
	②専門的な経験と就業に対する意識向上の ために就業を体験する	②起業を支援するための訓練プログラム	②雇用保険に加入した5人以上300人未満の企業を対象に若年のエンプロイアビリティの向上を目的とする未就業青年を対象とした職場体験プログラムの1つとして施行中。
	③自治体	③労働移住省	
	④企業		
	⑤卒業後の進路が未決定の大学4年生	⑤若年者（学歴が高卒以上などの条件あり）	⑤18-30歳の高校・大学卒の失業者
プログラム2（続き）	⑥上海2,000人以上	⑥50名程度（ジョグジャカルタ特別区の第IV期Ｉグループの場合）	
	⑦3～6ヶ月（最長1年）	⑦2週間程度	⑦インターン就業支援は、研修期間3ヶ月間1人あたり60万ウォンを企業に支援。正規社員として採用した場合は、追加として3ヵ月の支援。

図表4-1-2（続き3）　東アジア6カ国における若年層雇用政策

	中国	インドネシア	韓国
			プログラム4 ①2＋1プログラム（ドイツのデュアルシステムに類似）
			②企業が即戦力として必要とする技術を習得させ、実社会への円滑な移行を図る。
			④職業高等学校（工業高校）
			⑤プログラムに登録している学生は、高校で2年間学んだ後、残りの2年をOJT契約のもと企業で訓練生として現場実習を行う。
資格制度	名称：職業資格証明書制度、実施年：1994年～、対象職種：413職種（小分類）、ランク：5ランク（初級技工、中級技工、高級技工、技師、高級技師）、技能鑑定機構：8万ヶ所強、合格率：平均84%、資格取得者数：延べ4,.500万人	2003年の第13号新労働法に基づき、「国家資格制度」の再整備が進められている。名称：国家資格制度、対象職種：現時点では「35職種」※拡充予定あり、資格の種類・ランク：中央政府が認証した7つのLSP（技能検定機関）。	国家技術資格：全637種。技術・技能系と事業サービス分野に区分され、技術・技能系の場合技術士・技能長・技師・産業技師・技 能士等級で構成され、事業サービスは専門事務と基礎事務で構成される。国家技術資格以外の国家資格は一般的に国家で法律 を制定し検定を国家が直接主管し施行する場合を指し、弁護士、看護士、弁理士な
訓練後における職業とのマッチング		中央政府や地方政府は、訓練後の職業紹介などのサポートは一切していない。ただし、訓練プログラムを実施するにあたり、民間企業の現場を利用させてもらっているため（ワークショップとして活用）、各職業訓練所は民間企業とのつながりが非常に強い。そのパイプを利用して、訓練後の進路を決めるケースが数多く見られる。	・訓練機関は、訓練修了生に対する就業斡旋機能を果たす。 ・労働部傘下の雇用安定センターにおいて訓練生名簿の提供を受け、就業斡旋を実施。 ・雇用安定センターの職業相談員が大学に出向き、求職登録および職業相談を行う。

出所）　JILPT、2005、『アジア諸国における職業訓練政策』、144－147頁、LABORASTA（2008年版）等より作成。

図表4-1-2（続き4）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
人口（2008年現在）	2833万人（2010年）	507万人（2010年、外国在住者含む） 377万人（2010年、国内居住のみ）	6651万人（2008年）
経済活動人口	1103万人（2008年）	193万人（2008年、国内居住のみ）	3834万人（2008年）
経済活動人口に占める若年者比率（25歳未満*）	19.0	9.4	13.4
	（2008年）	（2008年、国内居住のみ）	（2008年）
失業率（%）	3.3　（2008年）	4.0　（2008年）	1.2　（2008年）
若年失業率（%）	10.9	9.2	4.8
	（2008年）	（2008年、国内居住のみ）	（2008年）
職業訓練政策の概要	・教育省が主導で学校教育の中等教育及び高等教育において職業教育を実施。 ・職業訓練は新規学卒者や在職者を対象にし、人的資源省、起業家養成省、青年スポーツ担当相等が所轄して、生産現場で即戦力となる人材養成を目的に「ものづくり」の技術・技能付与を行う。	職業訓練は、人的資源省が傘下の雇用訓練庁を中心に、教育省は技術教育機構を中心に実施。	・就学率の低い都市の貧困層や地方の若年層への教育訓練機会の提供、および、製造現場やコンピュータ処理能力に関する職業能力を持つ大卒者への民間企業の需要の高まりに対応が急務 ・学校教育における職業教育は教育省、在職労働者および貧困家庭の子弟の職業訓練を労働省が受け持つ。近年は基本枠組みを超えて職業訓練を展開、より実践的な職業訓練プログラムへと改定を進める

図表4-1-2（続き5）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
若年者のための主要な訓練プログラム			
①プログラム名	プログラム1 ①ポリテクニック	プログラム1 ①SMCP（The Strategic Manpower Conversion Programme）	プログラム1 ①Dual System
②プログラム内容	②工学分野の技術者、商業・サービス分野の管理職等企業の中核人材を養成する。教育省が最も期待するプログラムの一つ。	②受講前に訓練修了後の就職が決まっているため、人気が高い。主なコースはヘルスケアコース（看護師や放射線技師等）と、IT関連コース。いずれも訓練期間は1年未満。雇用訓練庁と就職先となる病院は、訓練にかかる費用を一部負担。	②商業、工業、サービス・芸術・工芸などの分野で約40職種で実施
③実施主体	③教育省	③雇用訓練庁	③教育省職業教育委員会
④訓練施設	④ポリテクニック（Polytechnic）、全国に12校	④技術短大など。	④職業高等学校または高等専門学校と民間事業所
⑤訓練対象者	⑤上級中等学校卒業生	⑤既に短大卒の資格（Diploma）を持ち、異業種で専門職に就いている労働者。	⑤学生
⑥受講者数	⑥約3万2千人	⑥医療関連コース（2003年）115人	⑥利用学生数は約43,000人、参加企業は9,000事業所
⑦訓練期間など	⑦2年課程と3年課程に分かれ、2年課程に はCertificate、3年課程にはDiplomaが付与	⑦約2年間	⑦職業高等学校3年と高等専門学校2年の職業教育課程で、その半分以上を民間企業での実務経験に充てる。手当てあり。

図表4-1-2（続き6）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
	プログラム2 ①産業訓練校（ITI）	プログラム2 ①全日制訓練	プログラム2 ①Open System
	②製造業関連の技能者養成訓練が中心。長期コースと短期コースを設置。実施している訓練は基礎レベルもので、長期コース修 了生には、MSC（マレーシア技能証明書）が、短期コース修了生には向上訓練修了証が発行される。	②29の訓練コースがある。週5日、理論教育と作業練習を行う。コース修了者が取得できる主な資格および訓練期間は、①産業専門資格：電気、電子関係のエンジニアリング等のコース（2年間）②国家専門資格：精密機械、金属加工等のコース（2年間）など。	②自動車、サービス、繊維、IT・ソフトウェア、宝石の5分野、実務に即した訓練プログラムを作成。教育訓練後の試験により5段 階の資格を付与し、それにより職業高等学校などの単位認定を行う。2004年から試験導入
	③人的資源省	③技術教育機構	③教育省職業教育委員会
	④産業訓練校（ITI：Industrial Training Institute）、全国に14校	④職業訓練校（全国10校／2003年時点）	④職業高等学校、高等専門学校、民間事業所
	⑤新規学卒者、在職者	⑤中等教育修了者	⑤就業者
	⑦長期：2年	⑦2年間	⑦不明
	プログラム3 ①上級技術訓練センター（ADTEC）	プログラム3 ①見習制度	プログラム3 ①就職前養成訓練プログラム
	②産業界における熟練労働者の養成と、地域の職業能力開発中核センターとしての位置付け。	②ドイツのデュアル・システムがモデル。航空宇宙産業、自動車、経営、電子、ヘルスケアなど多様な分野で83の訓練プログラムがある。多くの企業が訓練修了後も雇用。	②就職につながる技能習得が目的の技能者養成訓練を実施
	③人的資源省	③技術教育機構	③労働省技能開発局
	④上級技術訓練センター （ADTEC:Advanced Technology Training Center）、全国に4校。	④企業でのOJTによる実践技術訓練と訓練機関でのOFF-JTの学習を同時に行う。	④中央職業訓練センター、地域技能開発センター、県技能開発センター

図表4-1-2（続き7）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
	⑤新規学卒者、在職者	⑤中等教育修了者	⑤学校に在籍していない16～25歳までの青少年
	⑥約4,000人		
	⑦長期：3年、短期：1～3週間	⑦1～3年間	⑦3ヶ月訓練コース、6ヶ月訓練コース、10～11ヶ月訓練コースがあり、どのコースも期間中に1～2ヶ月の工場実習がある
	プログラム4 ①マラ活動センター		プログラム4 ①在職者技能向上訓練プログラム
	②ブミプトラ優先政策の一環。自営業の奨励など地方産業の雇用ニーズに合わせ、基礎技能の習得に重点を置く。		②就労者の技能や知識の一層の習得を目指す
	③起業家育成省		③労働省技能開発局
	④全国140箇所のマラ活動センター		④中央職業訓練センター、地域技能開発センター、県技能開発センター
	⑤ブミプトラ（マレー系民族）		⑤専門技術の初歩的知識がある者を対象
	⑥1万320人（1999年）		⑥約11万4,000人
	⑦6ヵ月～12ヵ月		⑦全42～60時間コース

図表4-1-2（続き8）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
資格制度	国家職業訓練評議会（National Vocational Training Council-NVTC）が設置した国家技能検定制度により、MSC（Malaysia Skill Certification：マレーシア技能証明書）を取得する。	雇用訓練庁－2000年９月に国家技能認定システム（National Skill Recognition System /NSRS）がスタートし、職業技能を認定する枠組みを設立した。	1．教育省職業教育委員会：Dual System およびOpen System（上記参照）
	MSCは職業技能基準（NOSS）に基づいて教育・訓練された修了生に対して付与される。NVTCは、予めNOSSに基づいて訓練するコースを訓練プログラムとして承認、そしてその訓練施設が認定センター（Accredited Center）として認定されるという仕組み。技能レベルは、L1～L5の5ランクに分かれる。	同システムのモデルは、英国のNational Vocational Qualifications / NVQで、就職前の学生や既に職業経験のある労働者の技能を認定することが目的。産業界が主導して認定する資格を決定することが同システムの大きな特色。現在、ホテル、デパート、コールセンター、海運など69の分野で592技能資格が認定され、38万2,000人余りの労働者が評価されている。	2．労働省技能開発局：Skill Standard 7職種157分野の資格を整備。同局の職業訓練プログラムの多くはこの資格制度とリンクして作成される。グレードは3つ。若年層向けのプログラムは主にグレード1に対応して作成されている。予算はおよそ3億バーツ。2003年度は約3万人が受験。

図表4-1-2（続き9）　東アジア6カ国における若年雇用政策

	マレーシア	シンガポール	タイ
訓練後における職業とのマッチング	新規卒業生を定期一括採用するという雇用慣行はない。欠員などによって、従業員を採用しなければならない状況が生じた場合に、企業は随時募集を行って必要人員を採用するという方式である。 従って一般的には、訓練生は、修了後、企業の募集広告などで求人情報を見つけて順次就職していくわけだが、人的資源省の産業訓練校（ITI）や上級技術訓練センター（ADTEC）においては、コース修了前にほぼ就職が決まる。	雇用訓練庁－SMCPでは訓練前から就職先が決まっているので、訓練修了者の就職率はほぼ100%技術教育機構－見習制度では受講生がOJTを受けた企業にそのまま就職しているので、就職率がほぼ100%。	1．全体 ・各プログラムは実務経験・工場実習が組み込まれており、実習先に就職が決まるケースもあり。また、実習を通じた意識・能力向上により就職活動が有効に展開され効果をあげている。 2．教育省プログラム受講後、Dual Systemを利用した学生の就職率はほぼ100%。職業教育プログラムを受講した学生は、卒業後も、母校の就職課に就職や転職の仲介を依頼。学校では、求人情報コンピュータ検索システムを整備 3．労働省プログラム受講後 ・就職前養成訓練プログラムは、各訓練センターにあるTraining DevelopmentPromotion Unitが、工場実習の斡旋と実習中のフォローアップを行い、就職先の確保と就職率のアップに努める。 ・プログラム受講後の就職率は約74%程度。Unitを通じた就職はこのうちの9割程度 ・労働省雇用局では、新卒者向けとして、高専、専門学校、大学を対象に全国85ヶ所の職業斡旋所で、月に1回Job BasalまたはJob Fairと呼ばれる合同就職説明会を開催 4．大学 ・大卒者の民間企業への就職促進を図るため、インターンシップ制度を導入。大学のランクにより効果に差がある

（出所）　JILPT、2005、『アジア諸国における職業訓練政策』、144－147頁、LABORASTA（2008年版）等より中村沙絵作成。

図表4-2-1　日本、韓国、台湾の20歳台の労働力人口構成、2008年　（単位：%）

（1）男性

国・地域	人口（万人）	労働力人口		非労働力人口		
		就業者	失業者	家事	通学	その他
日　本	757	76.6	5.5	0.3	14.7	2.9
韓　国	312	59.1	5.5	0.1	**22.6**	**12.7**
台　湾	167	64.9	6.3	0.0	**23.7**	5.0

（2）女性

国・地域	人口（万人）	労働力人口		非労働力人口		
		就業者	失業者	家事	通学	その他
日　本	723	68.6	4.4	**14.4**	10.9	1.7
韓　国	347	59.1	3.5	**13.5**	**16.2**	**7.6**
台　湾	178	64.5	5.3	7.1	**19.8**	3.3

（注）非労働力人口の「その他」は、いわゆる「ニート」に相当する。

（出所）上村泰裕「雇用構造と若者の就業―日本・韓国・台湾の問題状況はどう違うか」（樋口明彦ほか編著『若者問題と教育・雇用・社会保障―東アジアと周縁から考える』法政大学出版局、2011年）、39頁。

（原典データ出所）日本：総務省『平成20年労働力調査』、韓国：『2008年経済活動人口調査』；台湾：行政院主計処『97年人力資源調査統計年報』。韓国は兵役従事者と受刑者、台湾は軍人を人口から排除している。

☆図表04の2の2　日本、韓国、台湾の被用者に占める非正規労働者2008年

図表4-2-2　日本、韓国、台湾の非正規労働者の比率、年齢別　（2008年、%）

<table>
<tr><th rowspan="2">年齢階層</th><th colspan="2">日本</th><th colspan="2">韓国</th><th colspan="2">台湾</th></tr>
<tr><th>男性</th><th>女性</th><th>男性</th><th>女性</th><th>男性</th><th>女性</th></tr>
<tr><td>15～19歳</td><td rowspan="2">44.4</td><td rowspan="2">48.3</td><td>93.6</td><td>90.7</td><td>27.1</td><td>31.7</td></tr>
<tr><td>20～24歳</td><td rowspan="2">40.8</td><td rowspan="2">40.6</td><td>11.8</td><td>12.0</td></tr>
<tr><td>25～29歳</td><td rowspan="2">14.2</td><td rowspan="2">41.2</td><td>4.4</td><td>3.4</td></tr>
<tr><td>30～34歳</td><td rowspan="2">27.5</td><td rowspan="2">46.4</td><td>3.7</td><td>1.9</td></tr>
<tr><td>35～39歳</td><td rowspan="2">8.2</td><td rowspan="2">55.0</td><td>2.6</td><td>3.6</td></tr>
<tr><td>40～44歳</td><td rowspan="2">30.2</td><td rowspan="2">66.4</td><td>4.1</td><td>4.9</td></tr>
<tr><td>45～49歳</td><td rowspan="2">8.0</td><td rowspan="2">57.5</td><td>3.7</td><td>5.4</td></tr>
<tr><td>50～54歳</td><td rowspan="2">36.9</td><td rowspan="2">73.3</td><td>4.1</td><td>5.8</td></tr>
<tr><td>55～59歳</td><td rowspan="2">27.6</td><td rowspan="2">64.0</td><td>4.4</td><td>5.4</td></tr>
<tr><td>60～64歳</td><td rowspan="2">67.0</td><td rowspan="2">90.7</td><td>4.4</td><td>7.0</td></tr>
<tr><td>65歳以上</td><td>67.9</td><td>70.1</td><td>1.7</td><td>6.0</td></tr>
<tr><td>全年齢平均</td><td>19.2</td><td>53.6</td><td>35.2</td><td>57.0</td><td>4.4</td><td>5.2</td></tr>
</table>

（出所）上村泰裕「雇用構造と若者の就業―日本・韓国・台湾の問題状況はどう違うか」（樋口明彦ほか編著『若者問題と教育・雇用・社会保障―東アジアと周縁から考える』法政大学出版局、2011年）、39頁。上村泰裕作成。

（原典データ出所）日本：総務省『平成20年労働力調査』の「非正規の職員・従業員」、韓国：『2008年経済活動人口調査』の「Temporary employees, daily workers」；台湾：行政院主計処『97年人力資源調査統計年報』の「臨時性或人力派遣工作」（Temporary or dispatched workers）。

☆図表04の3　日本、韓国、台湾の高等教育進学率、1965-2007年

図表4-3A　日本・韓国・台湾の高等教育進学率、1965-2007年（%）

年次	日　本	韓　国	台　湾
1965	25.4	28.9	22.9
1970	24.2	26.9	21.8
1975	34.2	25.8	16.5
1980	31.9	27.2	15.5
1985	30.5	36.4	13.4
1990	30.5	33.2	24.8
1995	37.5	51.4	30.5
2000	45.1	68.0	51.3
2005	47.2	82.1	81.3
2007	51.2	82.8	85.9

（注）高校卒は、日本の場合には普通科と専門学科、韓国は一般系と専門系、台湾は高級中学と高級職業学校の双方の合計を指す。

（出所）有田伸「高学歴化と若者の就業」（樋口明彦ほか編著『若者問題と教育・雇用・社会保障―東アジアと周縁から考える』法政大学出版局、2011年）、7頁。有田伸作成。

図表4-3B　日本・韓国・台湾の新規高卒者の高等教育進学率、1965-2007年（%）

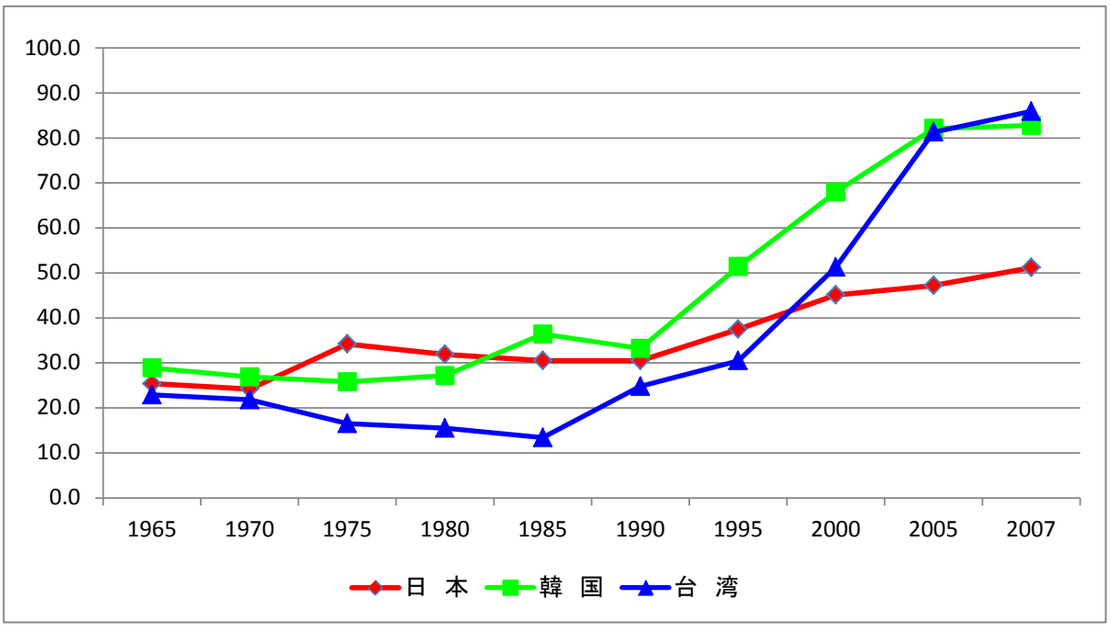

☆図表04の4の1　OECD諸国の大卒者ニートの割合、2007年

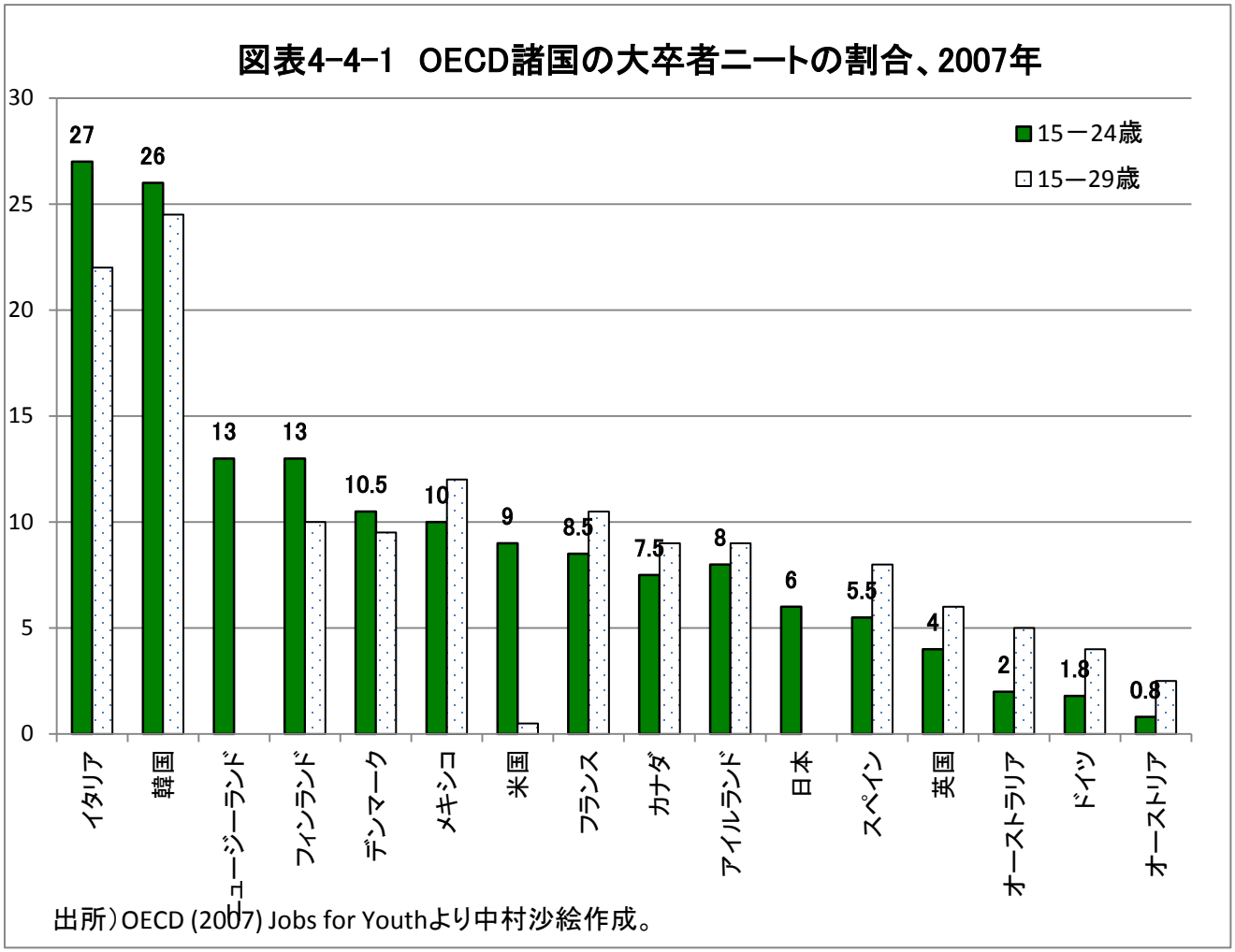

図表4-4-2　世界主要国の若者（18～24歳）の転職に対する考え方　（単位：%）

国名	調査年	計	一生一つの職場で働き続けるべき	転職することもやむを得ない	不満があれば転職するほうがよい	積極的に転職するほうがよい	わからない無回答
日　本	2008	100.0	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1
	2003	100.0	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6
	1998	100.0	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0
アメリカ	2008	100.0	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2
	2003	100.0	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4
	1998	100.0	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6
イギリス	2008	100.0	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7
	1998	100.0	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5
ドイツ	2003	100.0	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1
	1998	100.0	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9
フランス	2008	100.0	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5
	1998	100.0	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1
スウェーデン	2003	100.0	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5
	1998	100.0	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9
韓　国	2008	100.0	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8
	2003	100.0	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9
	1998	100.0	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6
タ　イ	1998	100.0	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2
フィリピン	1998	100.0	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1

（出所）労働政策研究･研修機構(2011)『データブック国際労働比較2011』より抜粋作成。
（原典）内閣府（2009年）「第8回世界青年意識調査（平成20年）」。
（作成者）中村沙絵。